

令和7年度 国民健康保険税について

日頃より、本町国民健康保険事業にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本年7月より国民健康保険税の賦課決定及び納付が下記により開始されます。
被保険者のいる世帯主の方は納め忘れのないよう、納期限内納付にご協力をお願いいたします。

◎令和7年度の国民健康保険税率 国の税制改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額が次のとおり変更になります。

課税区分	所得割額	均等割額	平等割額	賦課限度額	
医療給費分	7.3%	25,000円	30,000円	660,000円	(前年度 650,000円)
後期高齢者支援金分	2.2%	7,200円	8,200円	260,000円	(前年度 240,000円)
介護納付金分 (10歳以上65歳未満)	1.9%	8,000円	9,000円	170,000円	

◎国民健康健康保険税の納期について

令和7年度の納期については、下記のとおりです。

【普通徴収(納付書又は口座振替で納税)の場合】

期 別 (納期月)	納 期 限
第1期 (7月)	令和7年7月31日 (木)
第2期 (8月)	令和7年9月1日 (月)
第3期 (9月)	令和7年9月30日 (火)
第4期 (10月)	令和7年10月31日 (金)
第5期 (11月)	令和7年12月1日 (月)
第6期 (12月)	令和8年1月5日 (月)
第7期 (1月)	令和8年2月2日 (月)
第8期 (2月)	令和8年3月2日 (月)
第9期 (3月)	令和8年3月31日 (火)

- 草津町の国民健康保険税は、12カ月分(年税額)を9回に分けて納付していただきます。
- 納期限を過ぎても納付がない場合は日歩計算により延滞金が加算されます。
- 納め忘れ防止のため便利な口座振替をご利用下さい。(申込みは、各金融機関、ゆうちょ銀行窓口で！)
- 第2期以降に納税義務が発生(転入や社会保険離脱など)した場合は、直近の期別(納期月)より納税が開始されます。

【特別徴収(65歳以上世帯の年金からの天引き)の場合】

年金支給月毎に、以下のとおり区分され、各月支給日に年金より天引きされます。

仮 徴 収	4月・6月・8月	前年度2月と同額が天引きされます。
本 徴 収	10月・12月・2月	7月の本算定(その年度の確定税額)から仮徴収により天引きされた額を除いた残額を各月に割り振ります。

【国保税の軽減制度】

- ・非自発的失業者の軽減
会社の倒産や解雇、雇止めなどの特定の理由により離職したため、「雇用保険特定受給資格者及び特定理由離職者」となれた場合は、国民健康保険税が、軽減される場合があります。(給与所得のみ対象)
- ・産前産後期間の軽減
被保険者が出産する際、前後期間一定期間(単胎妊娠4カ月分・多胎妊娠6カ月分)の所得割額・均等割額が軽減されます。

【所得状況が不明の世帯の国保税について】

住民税の賦課期日現在(令和7年1月1日現在)草津町に住所を有していない方が国保の資格を得た場合や、未申告の被保険者がいる場合は、後日、税額変更(増額又は減額)になる場合があります。

【国保加入・離脱の手続きは14日以内に】

退職や転入で国保加入する場合や、就職や転出で国保離脱をする場合は手続きが必要です。届け出が遅れると資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めることになりますので、ご注意ください。

【国保税の納め忘れにご注意】

口座振替なら納め忘れ防止に便利！
コンビニ納付なら24時間納税できます。
納付が難しいときは早めにご相談ください。

その他国保情報は、草津町役場ホームページ(草津町役場で検索)をご覧ください。

「くらしの情報」→「税金・国保・年金」→「国民健康保険」